

聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十四日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第二十三号

聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例

（聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部改正）

第一条 聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例（昭和五十八年聖籠町条例第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「（医科、歯科又は薬局に限る。）」を削り、「療養を受ける場合」の下に「又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合」を加える。

（聖籠町老人医療費助成に関する条例の一部改正）

第二条 聖籠町老人医療費助成に関する条例（昭和五十七年聖籠町条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「高齢者医療確保法第五十七条第三項」を「医療保険各法」に、「において医療の給付を受けた場合には」を「から医療の給付を受けた場合又は医療保険各法に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受けた場合において」に改め、「町長は保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合において、対象者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対して一部負担金を支払うものとする。

（聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第三条 聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和六十二年聖籠町条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「受給資格者が医療保険各法」を「受給資格者が、医療保険各法」に、「及び減額認定者」を「を受ける場合、医療保険各法に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受ける場合又は減額認定者」に、「生活療養を受ける場合は」を「生活療養を受ける場合において」に改め、「町長は保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同条第二項中「（薬局を除く。）」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例、聖籠町老人医療費助成に関する条例及び聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。